

遺失物管理プログラムを利用して拾得物件データの提出をしていただいている施設占有者の方へ

平素より遺失物業務にご理解とご協力を賜り、心より御礼申し上げます。

さて、平成29年4月1日から、遺失物法施行規則が一部改正され、次の2点について変更になります。

① 拾得物件控書及び拾得物件預り書の様式が変更

② 現行の「フレキシブルディスク提出票」が「電磁的記録媒体提出票」に変更

①の変更について、これまでは「報労金を請求する権利」又は「所有権を取得する権利」のいずれか若しくは両方を放棄することができましたが、4月1日以降は、これに加え「費用を請求する権利」についても放棄できるようになりました。

つきましては、現在ご利用いただいている遺失物管理プログラムにおける、権利放棄の申告コードを下図のとおり変更し、県警ホームページ（「落とし物情報」→「落とし物の取扱いについての説明」→「7遺失物管理プログラムについて」）に掲載いたしましたので、ダウンロードの上、ご利用ください。

なお、現在ご利用いただいている遺失物管理プログラムを継続してご利用いただくことも可能です。この場合「費用を請求する権利を放棄する」区分を選択することはできませんので、費用を請求する権利について放棄される場合は、提出時にお申し出ください。

②の変更について、変更後の「電磁的記録媒体提出票」の様式を、県警ホームページ（「落とし物情報」→「落とし物の取扱いについての説明」→「8施設占有者用のモデル書式等について」）に掲載いたしましたので、ご使用ください。

なお、上記変更後の遺失物管理プログラムでは、「電磁的記録媒体提出票」を作成することができます。新プログラムのダウンロード要領及び利用要領等、ご不明な点がございましたら、下記あてにお問い合わせください。

費用を請求する権利とは

警察署、交番等への拾得物件の提出、又は拾得物件を提出するまでの保管に費用がかかった場合に、その費用を落とし主やその物の所有権を取得して引き取る人に請求できる権利です。

新プログラムでの登録要領

権利放棄の申告コードを下図のとおり変更しました。

権利放棄の申告コード	0:放棄しない
氏名等告知の同意コード	0:放棄しない 1:報労金を受ける権利のみ放棄する 2:所有権を取得する権利のみ放棄する 9:一切の権利を放棄する

権利放棄の申告コード	0:権利を放棄しない
氏名等告知の同意コード	0:権利を放棄しない 1:報労金を受ける権利のみを放棄 2:所有権を取得する権利のみを放棄 3:費用を請求する権利のみを放棄 4:費用を請求する権利及び所有権を取得する権利を放棄 5:報労金を受ける権利及び所有権を取得する権利を放棄 6:費用を請求する権利及び報労金を受ける権利を放棄 9:一切の権利を放棄

お問い合わせ先

群馬県警察本部警務部会計課監査係
電話 027-243-0110（内線2255）